

減免申請を希望される方は、入学手続時に必ず経営企画室へお申し出ください。

お申し出いただいた方に、申請書類をお渡しいたします。

申請には各世帯の状況により、以下の書類が必要です。

申請期限 (令和8年2月9日(月)17時※厳守) までに、必要書類を全て揃えてご申請いただく必要がございますので、ご注意ください。

証明書類によっては、所定の書式に、区市町村の窓口や勤務先で証明を受ける必要があるもの等がございます。

申請書類を受け取ってから提出までの期間が非常に短いため、ご注意ください。

申請に必要な提出物（太字の書類は、所定の書式を申請書とともににお渡しいたします。）

対象世帯	提出書類
全員提出が必要なもの	・入学料減免申請書(申請者が記入・作成)
①生活保護受給世帯	・生活保護受給証明書(福祉事務所発行のもの)
②生活保護受給世帯以外の世帯	・世帯状況届(申請者が記入・作成) ・住民票記載事項証明書(区市町村発行のもの。世帯全員分の証明が必要。) ・収入に関する証明書(別表1を参照) ・世帯に関する証明書(別表2を参照)

【別表1】 収入に関する証明

収入の状況	提出書類
給与収入のある方	前年分の源泉徴収票の写し
給与収入のある方で今年就職した方	給与証明書(雇用先発行のもの)
事業収入のある方	前年分の確定申告書の控の写し
年金収入のある方	年金改定通知又は振込通知書等最新の受給額を確認できる書類の写し
児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者	児童扶養手当・特別児童扶養手当証書の写し
失業等給付・訓練手当の受給者	雇用保険受給資格者証・訓練手当の金額が確認できる書類の写し
収入のない方 (税法上の被扶養者は提出不要)	最新の非課税(所得)証明書、前職の離職票の写し等、現在収入のないことを証明する書類

※ 非課税(所得)証明書は、総収入額が記載されたものを提出してください。

【別表2】世帯に関する証明

世帯の状況	提出書類	備考（説明）
母子世帯	住民票記載事項証明書、児童扶養手当、遺族年金・母子年金等の受給証明等、母子世帯であることが確認できるもの	母子世帯、又は父子世帯（父母の一方又は両方が欠けている世帯）で18歳以下の児童及び20歳未満の障害児を養育するもの
障害者のいる世帯	身体障害者手帳、国民年金証書の写	障害者等級表の1～3級の障害者又は国民年金法施行令別表1・2級のいずれかのもの（愛の手帳1～3度、保健福祉手帳1～2級含む。）
在宅患者のいる世帯	結核又は栄養の補給が必要とすることが記載された医師の証明書又は診断書の写し	結核患者またはそれ以外の患者で3ヶ月以上の治療を必要し、かつ栄養の補給を必要とするもの
放射線障害者のいる世帯	厚生労働大臣の認定証の写し、被爆者手帳の写し等	原子爆弾被爆者及び放射線を多量に浴びたことに起因する負傷、疾病的患者
医療費の支出がある世帯	医療機関発行の証明書、領収書の写し	おおむね、3ヶ月以上継続して支出した医療費の金額（自己負担支出額）
高等学校等就学者のいる世帯	在学証明書（都立学校在学者は原則不要）	高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校に在学するもの